

平成 27 年 11 月 30 日

川崎市 1 号認定保育料（利用者負担額）の見直しについて

1 1 号認定保育料の現状

(1) 階層区分

国基準保育料の階層区分は 5 階層となっているが、本市では 14 階層に細分化し応能負担を図っている。

しかし、所得の幅に対してきめ細かく対応している保育所保育料に対して、1 号認定保育料は 1 つの階層に幅広い所得の利用者が存在し、特に、現行階層区分の「C10」に利用者が突出しており、応能負担のバランスに欠けている状況である。（資料 2-1）

(2) 最高所得階層の保育料

国基準の利用者負担の水準は、入園料（月額換算した額）に毎月の保育料を加えた額の全国平均と就園奨励事業の国の補助基準を踏まえ、補助を受けた後の実費負担額をベースに設定され、最高所得階層の保育料は 25,700 円と設定されたが、本市では軽減を図り、25,000 円と設定した。

2 1 号認定保育料の見直しの考え方

※ 現行保育料の基本的考え方である、「国基準保育料を上限とする」こと及び「本市 2 号認定保育料を上回らない」ことについては踏襲する。

※ 現行の 1 号認定保育料は、設定して 1 年目であることを考慮して大幅な改定は行わず、階層区分の見直しを行うことで、より適切な応能負担を図ることとする。

(1) 階層区分

現行の階層区分は 14 階層であるが、保育所保育料の階層区分との整合性を図り、同一の所得階層（28 階層）を適用してより適切な応能負担を図る。

(2) 改定を行う階層

階層の細分化により分割された階層のうち、2 分割となった階層の保育料は据え置きとし、3 分割以上となった階層について改定を行う。

(3) 最高所得階層の保育料

市内幼稚園の平成 27 年度平均保育料月額（入園料の月額換算額を含む）は約 33,300 円であり、就園奨励費補助金月額（4,000 円）を差し引くと 29,300 円となる。国基準上限の 25,700 円まで引き上げることも考えられるが、隣接する横浜市の保育料を考慮し、同市と同額の 25,200 円とする。

3 1 号認定保育料の見直し案

資料 2-2 のとおり

4 改定時期

平成 28 年 9 月予定

（保育料の年度切り替え時期である 9 月での改定を予定）